

○都城市情報サービス施設及びコールセンター施設立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、雇用機会の拡大及び産業の振興を図るため、市内に情報サービス施設及びコールセンター施設を新設、増設又は移設（以下「設置」という。）する者に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する指定事業者であって、都城市企業立地促進条例施行規則（平成18年規則第193号）第8条の規定による操業開始届を提出したものであること。
- (2) 条例第2条第5号及び第6号に規定する施設を設置する者であること。
- (3) 条例第2条第15号に規定する雇用増加の数が、別表第1及び別表第2で定める雇用増加数を満たすこと。
- (4) 市が行う他の助成制度を利用していないこと。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1及び別表第2に定める補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。）に補助率を乗じて得た額とし、当該補助限度額の範囲内とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に必要な書類を添えて、別表第1及び別表第2に

定める期限までに市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助事業者が条例第9条に該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月27日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

(この要綱の効力)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年3月19日改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月4日改正)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月24日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に指定事業者の申請をした者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月7日改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月27日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に指定事業者の申請をした者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 5 月11日改正）

この要綱は、平成30年 5 月11日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に指定事業者の申請をした者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月28日改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月28日から施行し、改正後の都城市情報サービス施設及びコールセンター施設立地促進補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 1 月26日改正）

この要綱は、令和 3 年 1 月26日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 9 日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に指定事業者の申請をした者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 2 月16日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に都城市企業立地促進条例の規定により指定事業者の申請及び立地支援企業の届出をした者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

補助金の	情報サービス施設	情報サービス施設	情報サービス施設	情報サービス施設
------	----------	----------	----------	----------

名称	の通信回線使用料 補助金	の賃料補助金	の施設整備補助金	のスタートアップ 支援補助金
補助対象 事業	高速通信回線使用 料補助	賃料補助	施設整備補助	開設準備、人材育 成等支援補助
補助対象 経費	高速通信回線使用 料の基本料金	空き施設及び駐車 場を賃借する際に 要する賃借料（共 益費を含み、敷 金、権利金その他 これに類する経費 を除く。）	既存施設の改装、 建築設備及び通信 機器の敷設に要す る経費	開設準備の旅費、 募集経費、人材育 成に要する経費
雇用増加 数	2人以上	2人以上	2人以上	2人以上
補助率、 補助限度 額及び交 付期間等	(1) 雇用増加数 2人以上5人未 満 ア 補助率 専 用通信回線年 間使用料（基 本料金）の 50% イ 限度額 250万円／年 ウ 交付期間 2年間 (2) 雇用増加数 5人以上 ア 補助率 専 用通信回線年	(1) 雇用増加数 2人以上5人未 満 ア 補助率 賃 借料の50% イ 限度額 50 万円／月 ウ 交付期間 2年間 (2) 雇用増加数 5人以上100人 未満 ア 補助率 賃 借料の50% イ 限度額 100万円／月	(1) 補助率 施 設整備費の 50%。ただし、 当該施設が都城 市企業立地促進 条例施行規則第 13条に定める区 域に立地し、雇 用増加数が5人 以上の場合、施 設整備費の2／ 3とする。 (2) 限度額 1 m2当たり5万 円とし、1施設 等当たり、	(1) 補助率 開 設準備、人材育 成等に要する経 費の80% (2) 限度額 160 万円（雇用増加 数が5人以上の 場合は、200万 円） (3) 交付回数 1施設につき1 回に限る。

	間使用料（基本料金）の80%（県の制度を併用する場合は50%） イ 限度額 500万円／年 ウ 交付期間 3年間	ウ 交付期間 3年間 (3) 雇用増加数 100人以上 ア 補助率 賃借料の50% イ 限度額 無 ウ 交付期間 5年間	1,000万円（雇用増加数5人以上の場合は、2,000万円）。 ただし、当該施設が都城市企業立地促進条例施行規則第13条に定める区域に立地した場合1㎡当たり67,000円とし、1施設当たり2,500万円（雇用増加5人以上は、5,000万円）とする。 (3) 交付回数 1施設等につき1回に限る。	
交付申請の期限	初年度は、当該施設等の操業開始又は当該施設の使用開始の日から起算して1年を経過した日から90日以内とする。2年目以降は、前年度の交付申請日から起算	初年度は、当該施設等の操業開始又は当該施設の使用開始の日から起算して1年を経過した日から90日以内とする。2年目以降は、前年度の交付申請日から起算	当該施設等の操業開始又は当該施設の使用開始の日から1年以内	当該施設等の操業開始又は当該施設の使用開始の日から1年以内

	して1年を経過した日から90日以内とする。	して1年を経過した日から90日以内とする。		
--	-----------------------	-----------------------	--	--

別表第2（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

補助金の名称	コールセンター施設の 通信回線使用料補助金	コールセンター施設の 賃料補助金	コールセンター施設の施 設整備補助金
補助対象事業	高速通信回線使用料補助	賃料補助	施設整備補助
補助対象経費	高速通信回線使用料の 基本料金	空き施設を賃借する際に要する賃借料 （共益費を含み、敷金、権利金その他これに類する経費を除く。）	既存施設の改装、建築設備及び通信機器の敷設に要する経費
雇用増加数	30人以上	5人以上	30人以上
補助率、補助限度額及び交付期間等	（1） 補助率 専用通信回線年間使用料（基本料金）の80% （県の制度を併用する場合は50%） （2） 限度額 1年当たり500万円 （3） 交付期間 3年間	（1） 雇用増加数 5人以上100人未満 ア 補助率 賃借料の50% イ 限度額 1月当たり100万円 ウ 交付期間 2年間 （2） 雇用増加数 100人以上 ア 補助率 賃借料の50% イ 限度額 無	（1） 補助率 施設整備費の25% （2） 限度額 1㎡当たり25,000円とし、1施設当たり1,000万円 （3） 交付回数 1施設につき1回に限る。

		ウ 交付期間 3 年 間	
交付申請 の期限	初年度は、当該施設等の の操業開始又は当該施設 の使用開始の日から 起算して1年を経過し た日から90日以内とす る。2年目以降は、前 年度の交付申請日から 起算して1年を経過し た日から90日以内とす る。	初年度は、当該施設等の の操業開始又は当該施設 の使用開始の日から 起算して1年を経過し た日から90日以内とす る。2年目以降は、前 年度の交付申請日から 起算して1年を経過し た日から90日以内とす る。	当該施設等の操業開始又 は当該施設の使用開始の 日から1年以内

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

申請者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

電話番号

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

都城市情報サービス施設及びコールセンター施設立地促進補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、都城市情報サービス施設及びコールセンター施設立地促進補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する事項及び補助金等の交付条件に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の名称
- 2 交付を受けようとする補助金の額 円
- 3 交付申請額の算定基礎
- 4 市が指定事業者として指定した年月日及び指定番号 年 月 日
都城市指令第 号
- 5 操業開始年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 契約書の写し
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

暴力団排除及び補助金等の交付条件に関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者(個人及び法人等の役員等)は、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利用することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。

上記(1)から(5)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

氏名

(法人等にあっては、その名称及び代表者の氏名)

様式第2号（市税の納税状況調査を実施する場合。第5条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

申請者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地

電話番号

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

都城市情報サービス施設及びコールセンター施設立地促進補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、都城市情報サービス施設及びコールセンター施設立地促進補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する事項、補助金等の交付条件及び市税の納税状況調査に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の名称
- 2 交付を受けようとする補助金の額 円
- 3 交付申請額の算定基礎
- 4 市が指定事業者として指定した年月日及び指定番号 年 月 日
都城市指令第 号
- 5 操業開始年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 契約書の写し
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

暴力団排除及び補助金等の交付条件に関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者(個人及び法人等の役員等)は、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利用することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。
- (6) 補助金等交付決定に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。

上記(1)から(5)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

氏名

(法人等にあっては、その名称及び代表者の氏名)